

一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会経理規程第74条の規定に基づき公告します。

令和4年2月1日

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会長 山中 啓圓

記

1 入札内容

(1) 件名 所有不動産（建物付土地）売却

(2) 物件概要

【土地（3筆合計481.89㎡）】

①所在：桑名市中央町二丁目21番2 面積：16.61㎡

②所在：桑名市中央町二丁目24番 面積：115.60㎡

③所在：桑名市中央町二丁目25番 面積：349.68㎡

【建物】

①所在：桑名市中央町二丁目24番地・21番地2

種類：事務所

構造：鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

面積：1階42.81㎡・2階47.79㎡・3階47.79㎡ 合計138.39㎡

築年月：昭和41年10月新築

附属建物①

種類：居宅

構造：コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

築年月：昭和43年12月新築

附属建物②

種類：便所

構造：コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

築年月：平成9年12月新築

②所在：桑名市中央町二丁目25番地

種類：事務所・集会所

構造：鉄筋コンクリート・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺3階建

面積：1階189.56㎡・2階177.22㎡・3階13.28㎡ 合計380.06㎡

築年月：昭和41年10月新築、同49年7月・平成3年3月増築

(3) 特記事項 建物価格は原価法に基づく算出により0円とします。

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 35,000,000円
- (3) 入札保証金 無
- (4) 契約保証金 無
- (5) 入札説明会 無

3 入札参加資格

- (1) 個人、法人は問わない。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 三重県および桑名市における暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (6) 公告から入札時までの期間において、三重県、桑名市から指名停止を受けていない者であること。
- (7) 本会理事が役員をしている企業でないこと。

4 入札参加申込書兼誓約書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和4年3月1日(火)まで
※土・日・祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出書類 ①入札参加申込書兼誓約書(指定様式)
②会社案内(法人の場合)
③連絡先(任意様式・電話及びE-mailの記載必須)
- (4) 提出場所 桑名市常盤町51番地 総務企画課 担当:水谷・柴田
- (5) 提出方法 持参又は書留郵送による(持参時は事前に連絡すること)
- (6) 特記事項 申込に際しては、物件の所在地等を確認後、管轄登記所で登記簿を閲覧して権利関係を確認するとともに、現地の状況も確認すること。
現地見学は、令和4年2月28日(月) 午後5時まで対応します。日時等を下記「15. 問い合わせ先」へご相談ください。

5 入札参加申込書等の無効

- (1) 提出書類に不備または虚偽の記載等があったとき。

- (2) 提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (3) 所定の記名押印の無いとき。
- (4) 印影が不明瞭であるとき。
- (5) 1社で2通以上の入札参加申込書等を提出したとき。
- (6) 談合によると認められるとき。
- (7) 入札参加資格を満たしていないとき。
- (8) 申込受付期間を過ぎてから入札参加申込書等が到達したとき。

6 入札書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和4年3月4日（金）まで
※土・日・祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出書類 ①入札書（指定様式）
②代理人による入札の場合は委任状（指定書式）
- (4) 提出場所 桑名市総合福祉会館（桑名市常盤町51番地）
- (5) 提出方法 持参に限ります。

7 開札

- (1) 開札日時 令和4年3月8日（火）午後1時30分
- (2) 開札会場 桑名市総合福祉会館（桑名市常盤町51番地）
- (3) 特記事項 開札立会いは任意・1者（法人）につき1名のみ立会可能

8 落札者の決定

- (1) 予定価格以上で、且つ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 予定価格以上で入札をした者がいない場合は、(1)で最高の価格をもって入札した者と交渉による随意契約を行うものとします。
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音順とします。
- (4) 落札者に不測の事態（資金調達不調等）が生じたことにより契約できなくなった場合は、(1)を満たす次点者と交渉による随意契約を行うものとします。

9 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札を辞退するときは、開札日時の前日正午までに辞退届により申し出ること。
- (3) 入札書は指定の様式に必要な事項を記入、押印の上、提出用封筒には入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印すること。
- (4) 落札者は、後日入札金額内訳書を提出すること。

- (5) 次の各項目に該当する入札は無効とする。
- ①入札者が定刻までに入室できない場合
 - ②委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③指定の様式を使用しない入札
 - ④記名・押印もれの入札
 - ⑤金額を訂正した入札
 - ⑥誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な入札
 - ⑦その他、公告により事前に指定した条件を完備しない場合
 - ⑧入札を妨害する言動があった場合

10 契約の締結

- (1) 本会と落札者との売買契約は、本会の理事会、評議員会及び桑名市の承認を受けた後に行うものとします。なお、本会の理事会、評議員会及び桑名市の承認が得られなかった場合、本会は一切の損害賠償並びに違約金等支払債務を負うことなく、契約を締結しない（落札決定を無効とする）ものとします。
- (2) 売買契約書（本会保管用のもの1部）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に必要な費用は落札者が負担するものとします。
- (3) 契約締結事務を仲介代理人（不動産会社等）に依頼する場合、本会、落札者双方に別途費用（仲介手数料）負担が発生する場合があります。

11 売買代金の支払い

落札者は、売買契約締結後、本会が指定する期日までに、売買代金の全額を本会が指定する銀行口座へ振り込むものとします。なお、その際必要となる振込手数料は、落札者が負担するものとします。

12 所有権の移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転するものとし、売買物件については、建物内の什器、消耗品類含め現状有姿で引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記手続は落札者で行ってください。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税含む全ての費用は、落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

13 日程について

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 公告日 | 令和4年2月1日（火） |
| (2) 入札参加申込期限 | 令和4年3月1日（火） |
| (3) 入札書提出期限 | 令和4年3月4日（金） |

- | | |
|--------------|----------------------|
| (4) 開札日 | 令和4年3月8日(火) |
| (5) 売買契約締結 | 本会の理事会、評議員会及び桑名市の承認後 |
| (6) 売買代金支払期限 | 売買契約締結後、本会が指定する期日まで |

14 その他の注意事項

- (1) 落札者は、契約締結後、引渡しを受けた売買物件（土地及び建物）に種類品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）のあることを発見した場合においても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします（売主は契約不適合責任を負いません）。
- (2) 契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、本会の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、棄損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担となります。
- (3) 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために、本会に損害を与えたときは、落札者はその損害を賠償しなければなりません。
- (4) 入札結果については、物件の所在地、地目、地積、契約金額、契約相手方を公表することがあります。
- (5) 提出された書類は全て返却しません。
- (6) 提出に係る費用は全て申込者の負担とします。
- (7) 境界立会いは実施しません。
- (8) 入札後に、入札書の内容等に虚偽又は不適切な事項等が発覚した場合は、直ちに決定を取り消します。
- (9) 本公告内容に記載のない事項等は関係法令を遵守すること。

15 本件に関する問い合わせ先

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 総務企画課 担当 水谷・柴田

TEL : 0594-22-8311 / E-mail:soumu@kuwana-shakyo.com

以上